

カンボジア

主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国 [Kingdom of Cambodia]
面積(km ²)	181,035
海岸線延長(km)	443
人口(百万人)	16.0
人口密度(人/km ²)	88.1
GDP(十億 US\$)	19.37
一人当たり GDP(US\$)	1,213.87
主要鉱産物：鉱石	なし
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	鉱業エネルギー省 鉱物資源総局 (Ministry of Mines and Energy, General Department of Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会 (CDC)
鉱業法	鉱物資源の管理及び利用に関する法律 (Law on Mineral Resource Management and Exploitation, 2001 年)
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法 (1994 年制定、2003 年改正)：鉱業にかかる外資規制なし
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996 年 環境影響調査プロセスに関する政令, 1999 年 水質汚濁の管理に関する政令, 1999 年 固形廃棄物の管理に関する政令, 1999 年 大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000 年
鉱業公社	非鉄金属に関する鉱業公社はない
鉱業活動中の民間企業	Angkor Gold(加)、Renaissance Minerals(豪)、 Mekong Minerals (豪)、Geopacific Resources(豪) 等 (民間団体：カンボジア鉱業探鉱会社協会 (GAMEC))
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱物資源総局 (GDMR) が国連開発計画 (UNDP) の協力を得て鉱物資源の輸出政策等 7 項目について鉱業政策の見直しを実施中。計画では見直し期間は 2015 年までとなっていた。
2016 年のトピックス	鉱業政策の見直しが継続中と思われる。

1. 鉱業一般概況

カンボジアにはボーキサイト、鉄、マンガン、金、銅等の様々な鉱物の賦存が知られているが、2016 年末時点で金属鉱物に関する鉱業活動で生産段階のものは、報告されていない。なお鉱業エネルギー省は、2016 年末時点で鉱物採掘 401 件の事業認可を行っている（金属だけに限らないと思われる）。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) カンボジアの鉱業法及び環境規制

カンボジアでは、2001 年 7 月に施行された「鉱物資源の管理及び利用に関する法律」（鉱業法）において、鉱物資源の探鉱権及び採掘権を含む 6 種類の鉱業権が規定されている。また、政令第 8 ANKr. BK

及び第 113ANKr. BK によって、鉱業権に関しては鉱業エネルギー省の GDMR が窓口となり、その中で採掘権取得にはカンボジア開発評議会 (CDC) の承認が必要となっている。また、2012 年より、GDMR は UNDP の協力を得て鉱業政策の見直しを進めている。その中で、2016 年 5 月には鉱物資源探査許可及び産業鉱業許可の管理に係る省令・規則を発布している。

一方、環境規制については、鉱業エネルギー省と環境省が 2016 年 5 月に新たな環境影響評価 (EIA) 規則に合意し、当該規則は両省合同の大臣令として発布された。この規則は、極めて小規模の鉱業活動に関するもので、多くの環境規制が緩和されている。活動範囲が 10ha に満たない場合、環境保護宣誓書を環境省に提出するだけでよく、1ha 未満の場合、州政府の監視のみとなる。鉱業活動の範囲が 10～40ha の場合、環境影響調査の実施を必要とするが、操業の制限はない。また、40ha 以上の面積がある場合、あるいは「重大な環境影響を生ずると判断される」場合、鉱業許可取得の前に全 EIA 調査が必要となっている。

(2) 鉱物資源の輸出 (未加工鉱物資源の輸出禁止)

2005 年 1 月 31 日付け政令第 8 ANKr. BK の第 2 条において、「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されず、最終産物を作る国内の会社の需要を満たすために供給される。最終産物のみが海外への輸出を許可される」と規定されており、業界から問題視されている。

鉱業エネルギー省は、鉱種によっては技術的・経済的に製錬事業が現実的ではないことを認識し、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとした。同省は UNDP や CAMEC の支援を受けて現在も本件について協議会を重ねて検討中であるが、製錬・精製を行ったもの、鉱物及び金属の半加工品、あるいは金属加工品であれば問題ないとしている。

また同省は 2017 年に、鉱物輸出の手続きの明確化と監視強化を目的とした新たな規則を発出している。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

データなし

(2) 主要金属地金生産量

データなし

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出入

表 3-1. 主要金属輸出入

鉱種	2014 年	2015 年	2016 年	対前年増減比 (%)	主な輸出相手国
銅 (千 t)					
鉱石	0.0	0.3	-	-	中国

出典: International Trade Centre

(5) 主要金属輸入量

表 3-2. 主要金属輸入量

鉱種	2014年 (千t)	2015年 (千t)	2016年 (千t)	対前年増減比(%)	主な輸入相手国
鉄 鉱石	0.083	0.0	-	-	ベトナム、香港
チタン 鉱石	0.011	0.015	-	-	中国

出典：International Trade Centre

4. 鉱山・製錬所状況

鉱山・製錬所ともなし

5. 探鉱状況

主な外資企業による探鉱案件を表 5-1 に示す。

Mekong Minerals 社(豪)は、2016年2月に Memot 地域及び北 Kratie 地域の、2か所の鉱区再発行が認められた。同鉱区は2015年6月に Southern Gold Cambodia 社から取得したものの。

Renaissance Mineral 社(豪)と Emerald Resources 社(豪)は、Okvau プロジェクト開発のため合弁会社を設立することを2016年7月19日に発表した。Okvau プロジェクトだけではなく、同地区に隣接する O' Chhung プロジェクトの探査ライセンスも合弁会社に引き継がれる。

Angkor Gold 社(加)はカンボジア東部において多くの鉱区を有しており、それぞれにおいて金、銅、モリブデンの探査を実施している。2016年5月9日、このうち Ratanakiri 州 Banlung プロジェクトの権益50%を Blue River Resources 社(加)に譲渡することを明らかにした。譲渡の条件として、同地域における4年間の探査に3.5百万US\$の資金を投入することとなり、Blue River Resources 社は、20%の更なる権益の追加取得権利を有することとなる。また、後述するが、Angkor Gold 社は JOGMEC との共同探鉱(JV 調査)も実施中である。

表 5-1. カンボジアにおける外資による主な探鉱案件

プロジェクト	鉱種	会社(国)	備考
Oyadao	金	Angkor Gold(加)	
Oyadao South (Halo)	銅、金	Angkor、JOGMEC(日)	モリブデンも対象
Banlung (Okalla)	金、銅	Angkor、Blue River Resources(加)	
Andong Meas	銅、金	Angkor Gold(加)	
Koan Nheak	銅、金	Angkor、Emerald Resources(豪)	
Okvau 他	金	Renaissance Minerals(豪) Emerald Resources(豪)	資源量 1.13 百万 oz (Au)
Memot 地域 及び 北 Kratie 地域	金	Mekong Minerals(豪)	
Antrong 他	金	Sun Hill Minerals(カンボジア)	Brighton Minerals が株式 70%を 保有
Kou Sa	銅、金	Geopacific Resources(豪)	scoping study 完了、探査継続中

(出典：各社 HP、現地メディア報道等)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

実績なし

(2) 日本企業による投資状況等

JOGMEC は、2010 年よりカンボジア王国鉱工業エネルギー省（2016 年現在は省庁再編により鉱業エネルギー省）と金属資源を対象とした共同地質調査を行っている。2014 年からは Stung Treng 州 Stung Treng 地域において、銅、亜鉛、モリブデンおよび金等を対象として調査を継続している。

JOGMEC は、2016 年 6 月、Angkor Gold 社が保有する Oyadao South 銅-金プロジェクトについて同社と共同探鉱（JV 調査）契約を締結した。この契約の下、JOGMEC は 3 年間総計 3 百万 US\$ を支払うことにより、権益オプション 51% を取得することになる。本探鉱調査は政府の認可を経て 2017 年 3 月から開始されており、今後、地化学探査、物理探査、ボーリング調査等を実施して、本地域の鉱化ポテンシャルを明らかにする予定である。

7. その他トピックス

特になし

(2017.12. 5 ジャカルタ事務所 南博志)